

エネワンEプランT

四国電力エリア【低圧】

令和4年6月1日実施

株式会社エネワンでんき

エネワンEプランT

目次

1	適用範囲	1
2	供給契約条件の変更	1
3	供給電気方式、供給電圧および周波数	2
4	契約容量	2
5	時間帯区分	3
6	料金	3
7	使用電力量の計量	4
8	その他	4
	附則	5

供給契約条件

1 適用範囲

- (1) この供給契約条件は、一般送配電事業者の供給区域（徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）をいいます。）内の需要場所において、低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

イ お客さまが1年を通じてこの供給契約条件の適用を希望されること。

ロ 5（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ハ 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること。

ニ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ホ 当社が指定する代理店の供給契約申込書による申込みであること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、ハに該当し、かつ、ニの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客さまの土地または建物に施設される場合があります。

- (2) 次のいずれかに該当する場合は、(1)にかかわらず、この供給契約条件を適用いたしません。

イ この供給契約条件から他の契約種別に供給契約を変更された後1年に満たない場合

ロ 需要場所と同一地点において、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に太陽光発電設備を低圧で連係している場合

2 供給契約条件の変更

- (1) 当社は、この供給契約条件を変更することがあります。

- (2) 当社は、この供給契約条件の変更を行うときは、変更後の内容およびその効力発生時期をあらかじめ個別に通知する方法または当社のWEBサイトに掲示する方法により説明します。これらの場合に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。

- (3) 託送供給等約款の変更、法令の制定もしくは改廃により、この供給契約条件を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送供給等約款または法令をふまえ、この供給契約条件を変更することがあります。これらの場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。
- (4) この供給契約条件の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法または当社のWEBサイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (5) (4)にかかわらず、この供給契約条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとなる場合があります。

4 契約容量

- (1) 契約容量は、原則として、1キロボルトアンペアから50キロボルトアンペア未満の間で、契約主開閉器の定格電流にもとづき、電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）別表4（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。
- (2) 電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器により、電流を制限することがあります。

- (3) 電気の使用実態に応じ、(1)で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

5 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間

毎日午前0時から午前7時までおよび午後11時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

6 料金

料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引をする場合は、力率割引をしたものといたします。また、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(i)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、供給約款別表2（燃料費調整）(2)の基準単価は供給約款別表2（燃料費調整）(2)ロに準ずるものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,056 円 00 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	363 円 00 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 39 銭
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 37 銭
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 76 銭

ロ 夜間時間

1 キロワット時につき	13 円 44 銭
-------------	-----------

7 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、一般送配電事業者が設置する記録型計量器によるものとし、料金の算定期間における時間帯別の使用電力量は、時間帯別に、供給地点で30分ごとに計量される電力量を、料金の算定期間（ただし、供給契約を終了させる場合は、直前の検針日から終了日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

8 その他

- (1) 契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、供給契約を解除することがあり、また、供給約款34（違約金）に定める違約金を申し受けます。
- (2) この供給契約条件に定めのない事項については、供給約款によるものといたします。

附則

実施期日

この供給契約条件は、令和4年6月1日から実施いたします。